

令和3年度 新宿区地域コミュニティ事業助成 募集のご案内

さまざまな地域活動団体の 取組みを応援します

新宿区地域コミュニティ事業助成は、区民が主体となる地域活動団体が
行う「地域全体の課題解決」、「安全安心なまちづくり」、「地域交流の促進」
に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づく
りを推進することを目的とします



中央のキャラクター「アマビエ」
江戸後期、今の熊本の外に現れ、病気が
流行したときには自分の絵を書き写せ
ば病気を退散できると伝えた妖怪。

さらに詳しくお知りになりたい方は、次のホームページをご覧ください
新宿区ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
区ホーム>暮らし>地域共生・区民活動>地域コミュニティ>地域コミュニティ事業に助成します



<今回の主な拡充内容> より利用しやすい制度とするため拡充させました。

①助成率に特例を追加

- ・コロナ対策経費 10/10 (1万円まで)
- ・パトロール等特定の事業 9/10

②助成上限額の特例を追加

- ・マンション等居住者の新たなコミュニティ立ち上げ事業
 - ・複数団体が連携する事業
- ⇒それぞれ20万円に引き上げ

③助成対象経費の拡大

- ・委託や物品購入費用の適用範囲を拡大

④申請受付を12月28日まで延長

- ※事業実施時期ごとに締切を設定。

1 助成対象団体

- (1) 町会・自治会
- (2) 地区町会連合会
- (3) 地区協議会
- (4) マンション等共同住宅の居住者で構成される団体
- (5) 地域コミュニティ事業を実施するために発足した、(1)から(4)までのいずれかの団体を含む実行委員会
- (6) 地域コミュニティ事業を行う団体で、次のいずれにも該当するもの
 - ① 団体の構成員のうち区内に住所を有する者が過半数であること
 - ② 団体の構成員の数が5名以上であること
 - ③ 団体の代表者または責任者が明確で、かつ、区内に住所を有する者であること
 - ④ 団体の規約、定款等を有し、これに基づく運営および活動を行っていること
 - ⑤ 団体への入会および団体からの退会が自由であること
- (7) ボランティア団体・NPO法人等社会貢献的活動を行う団体で、次のいずれにも該当するもの
 - ① 団体の主たる事務所が新宿区内にあること
 - ② 団体の構成員の数が5名以上であること
 - ③ 団体の代表者または責任者が明確であること
 - ④ 団体の規約や定款等を有し、これに基づく運営および活動を行っていること

2 助成対象事業

申請団体の会員だけでなく、広く地域住民の方々を対象とした事業で、下記のいずれかの事業区分に該当するものです。

- (1) 地域全体の課題解決のための事業
(環境美化活動、地域の文化・歴史の継承事業、健康増進事業など)
- (2) 安全安心なまちづくりにつながる事業
(子どもや高齢者の見守り活動、防犯パトロール、防災訓練など)
- (3) 地域交流の促進につながる事業
(盆踊り、運動会、交流サロンなど)

※主に次のような事業は助成の対象となりません。

「他の助成金等の交付決定または申請中の事業」「営利を目的とする事業」「申請団体の会員など参加者が限定される事業」「既に本助成金の交付決定を受けている事業」など

3 助成金の額

(1) 予算額

- ・各特別出張所所管地区 200万円
- ・特別出張所の所管地区以外 100万円

(2) 助成金額の上限

- ①一つの助成対象事業につき上限 10万円
- ②一つの助成対象事業につき上限 50万（※「特例」該当事業）
- ③一つの助成対象事業につき上限 20万円（※連携事業等）

(3) 助成率

- ①助成対象経費の4分の3（原則）
- ②助成対象経費の10分の9（交通安全運動、防犯パトロール・見守り活動、路上清掃、掲示板の新設・移設・改修、防災訓練に該当し、収入のない事業に限ります。）
- ③新型コロナウイルス感染症対策経費のうち1万円まで10分の10（※1万円を超える分は①または②の助成率になります。）

4 助成対象経費

印刷費（ポスター・チラシ等印刷経費、資料コピー代等）、使用料および賃借料（会議室の使用料等）、謝礼（外部講師謝礼）、物品購入費（用紙、テキスト、食材費など）、役務費（郵送料、保険料）などが助成の対象となります。

※詳しくは募集要項をご確認ください。

5 助成金の申請期間

助成事業の募集は、下記のスケジュールで行います。

募集回	第1回	第2回	第3回	第4回
相談・申請受付期間	3月5日（金）～12月28日（火）			
各意見聴取会締切	4月9日 （金）	5月31日 （月）	9月30日 （木）	12月28日 （火）
主たる事業の実施日	4月1日（木）～ 8月31日（火）	7月1日（木）～ 翌年3月31日（木）	11月1日（月）～ 翌年3月31日（木）	4年2月1日（火） ～3月31日（木）
意見聴取会開催月	4月	6月	10月	1月
交付決定の通知期限	5月7日（金）	6月30日（水）	10月29日（金）	1月31日（月）
予算額	100万	残額	残額	残額

主たる事業の実施日をふまえ、該当する募集回に提出してください。

※主たる事業の実施日とは、「イベント当日」、「広報発行日」、「定例的交流サロン等継続する

事業の1回目の開催日」などが挙げられます。

※申請いただいた事業は、新宿区地域コミュニティ事業助成金意見聴取会において事業内容等を評価し、募集回ごとの予算の範囲内で助成の可否及び助成金額を決定します。

※第3回目以降については残金の額によっては、募集できない場合があります。

6 申請手続き

申請を希望する場合は、事業を実施する場所を所管する特別出張所等へ事前に相談し、説明を受けてください。その際、事業内容を詳しくお伺いします。また、相談・申請で来庁する場合は、必ず事前に予約してください。

(1) 提出書類

- ① 新宿区地域コミュニティ事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 団体の概要書
- ③ 事業実施計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ その他 団体を確認できる書類など
（会則、規約、名簿等を提出してもらう場合があります）

※募集要項や申請書類一式は、各特別出張所、地域コミュニティ課で配布のほか、新宿区ホームページからダウンロードできます。

※記入方法や記載例は、「募集要項」をご覧ください。

(2) 相談及び申請書類の提出先

	住所	電話
四谷特別出張所	内藤町87番地	03-3354-6171
笹筍町特別出張所	笹筍町15番地	03-3260-1911
榎町特別出張所	早稲田町85番地	03-3202-2461
若松町特別出張所	若松町12番6号	03-3202-1361
大久保特別出張所	大久保二丁目12番7号	03-3209-8651
戸塚特別出張所	高田馬場二丁目18番1号	03-3209-8551
落合第一特別出張所	下落合四丁目6番7号	03-3951-9196
落合第二特別出張所	中落合四丁目17番13号	03-3951-9177
柏木特別出張所	北新宿二丁目3番7号	03-3363-3641
角筈特別出張所	西新宿四丁目33番7号	03-3377-4381
地域コミュニティ課 コミュニティ係	歌舞伎町一丁目4番1号 (本庁舎1階14番窓口)	03-5273-4127

受付時間：午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）